

令和 7 年度本町小学校いじめ防止基本方針

小金井市立本町小学校では、「いじめのないまち小金井宣言」の具現化を図るため、次の取組を推進する。

1 基本的な考え方

＜1＞	いじめの定義 本校では、「いじめ対策推進法」（平成25年法律第71号）や「東京都いじめ防止対策推進条例」（平成26年東京都条例第103号）、「小金井市いじめ防止基本方針」（令和7年1月14日改定）、「小金井市いじめ防止対策推進条例」に基づき「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと捉える。
＜2＞	いじめの禁止 いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはならない。
＜3＞	いじめ問題への基本的な考え方 いじめは、どの学校どの学級、集団でも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組み、万が一、いじめを把握した場合には、速やかに「学校いじめ対策委員会」を開催し、全体で組織的に対処するとともに、関係機関・保護者・地域と連携し、その解決を図る。

2 いじめを「生まない」「許さない」学校づくりに向けた取組

＜1＞	各教科・領域をはじめとする全ての教育活動で、いじめをしない、させない、許さない気持ちをもつような指導の徹底を図る。
	① 自分のよさを知り、自分を大事にできる自尊感情・自己肯定感を育てる。
	② 友達のよさを知り、友達を尊重できる他者理解を深める。
	③ 自分がされたら嫌なことを他人にしないことや、他の人の気持ちを考えることなどを徹底する。
	④ 児童が、いじめは絶対に許されないことを自覚できるように指導する。
＜2＞	児童をいじめから守り通し、いじめの解決に向けた行動を促す。
	① いじめられた児童からの情報や他の児童からの情報、教職員や保護者、地域の方々の情報などからのいじめの兆候を確実に把握し、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるように、いじめられた児童を把握し、守り通す取組を徹底する。
	② 周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発言を促すための児童による主体的な取組を支援する。
	③ いじめを行った児童等に対しては、その心情及び背景を踏まえて指導を行うとともに、いじめを行った児童及びその保護者に対して必要な支援を行い、再発防止に努める。
＜3＞	いじめ問題の発生を防ぎ、また適切に対応できるようにするため、組織的に対応するとともに、保護者、地域、関連諸機関等との連携、協力体制をとる。
	① 学校いじめ対策委員会、職員会議、毎週金曜日の生活指導夕会、生活指導全体会等を通して、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、いじめに適切に対応できるようにする。
	② 教職員間で情報を共有し、学校全体で協力し、組織的な対応を行う。
	③ 学校だよりや保護者会など、あらゆる機会を活用し、保護者や地域に本校のいじめ防止基本方針を伝え、いじめに対する取組を啓発する。
	④ いじめ解決に向けて、保護者や地域との連携を密にする。
	⑤ 教育委員会など、関係諸機関との協力体制を確立する。

3 段階に応じた具体的な取組

＜1＞ ① 学校全体	未然防止のための取組 ○全校朝会等で校長がいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気を、学校全体に醸成する。 ○「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図ったり、職員の研修を行ったりする。 ○学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、児童が自己肯定感や自尊感情を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設ける。 ○あいさつ運動やふれあい月間は、学校全体で取り組む。 ○児童がいつでも誰にでも相談できる校内相談体制の充実を図る。 ○毎週金曜日の生活指導夕会を通し、児童に関する日常の情報を共有する。 ○セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等で、ネット上でのいじめ防止のための啓発活動を行う。 ○「いじめ問題」の解決に向け、学校・家庭・地域との連携の必要性を、学校だより、道徳授業地区公開講座、学校運営協議会等で伝え、理解と協力をお願いする。
	② 学級担任等 ○「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を、学級全体に醸成する。 ○児童一人一人が学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、児童との信頼関係を築く。 ○児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるよう取り組む。 ○「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業の実践や、児童一人一人が達成感や充実感をもてる授業づくりに努める。 ○児童の思いやりの心や命を大切さにする気持ちを育む道徳教育の充実を図る。 ○教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。 ○学年による打ち合わせを密に行い、学年間の共通理解に努め、同じ意識をもって児童の指導に当たる。
＜2＞	早期発見のための取組 ○学校いじめ対策委員会や生活指導夕会、学年会等を通し、いじめ認知の徹底を図る。 ○効果的にいじめの実態を把握できるよう、年3回の「ふれあい月間」の取組でいじめの実態把握をする。 ○スクールカウンセラー(以下、SC)、スクールソーシャルワーカー(以下、SSW)の有効活用を図る。 ※5年生においては、全員面接を行う ○児童及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するとともに、SOS 野田市方に関する教育を推進し、SCやSSW、保健室の利用、電話相談窓口等について周知する。 ○全教職員で、日頃から児童との信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにするとともに、気付いたことを共有する場を設ける。 ○学校だよりや保護者会、個人面談などを活用した保護者・地域などへの情報提供依頼と早期情報把握を推進する。 ○WEB QU の実施と結果の共有をする
	＜3＞ 早期対応のための取組 ○いじめを発見した場合に、特定の教職員が一人で抱え込まないような速やかな組織対応で迅速な事実確認をする。 ○いじめられた児童の安全や、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。 ○教育的配慮の下、毅然とした態度をもち、いじめた側の児童を見守りつつ、いじめを見ていた児童等も自分の問題として捉えられる指導をする。
＜4＞	重大事態への対応 ○校長が重大事態と判断した場合は、直ちに、小金井市教育委員会に重大事態の発生を報告し、教育委員会の指導・支援の下、関係機関・専門家等との連携し、一体となって対応に当たる。 ○学校いじめ対策委員会により、事実関係を明確にするための調査や該当児童、保護者等への対応に当たる。